

平成21年3月定例会一般質問

<質問>

昨日の公明党中山議員の代表質問に続きまして、市政全般にわたって質問いたします。未曾有の経済危機に見舞われている現在、ほとんどの自治体において法人の業績悪化や個人所得の落ち込み等による税收減から、事業執行にあたって必要な財源の確保に懸念が生じており、行財政運営はますます厳しい状況下に置かれております。本市におきましても新庁舎建設や新ごみ処理施設整備といった重要課題への取り組み、また少子高齢化社会の進展に対応するための医療や福祉の充実など、増大する一方の行政需要に対して税收減は避けられそうにもなく、事業執行への影響が懸念されるところであります。こうした状況におきましては、事業自体の見直しや、徹底したコスト削減の努力など、より一層行政のスリム化が要求されるところです。我が党はこれまで、国、地方を通じて事業仕分けの導入など、行政のむだゼロを目指したさまざまな提案を行ってまいりました。景気回復の先行きが不透明であり、大幅な歳入増が期待できない現在、事務事業の取捨選択と徹底した歳出削減は、ますます重要な課題と考えます。こうした視点から、昨年12月定例会の我が党の秋山議員の代表質問におきまして、事業仕分け結果の予算への反映及び平成21年度予算編成の基本的な考え方をただしたところ、事業仕分け結果については予算に反映できるものは反映する。また予算編成の基本的な方針として、すべての事業経費について必要性和目的を検証し、ゼロベースからの積み上げを行う旨の答弁があったところでございますが、本予算案の中でどのように反映されているのかお伺いいたします。

<答弁>

○市長 兵道議員の御質問にお答えをします。私の方からは、事業仕分けについてだけお答えをします。後段の部分については、部長等に答弁をさせます。事業仕分けは、景気後退による市税の減収など、自主財源の確保が非常に厳しい財政環境下において、市民への真に必要な行政サービスの提供に対して、現在の事務事業のあり方を公募市民や外部の視点から見直すとともに、事務事業のあるべき姿についての職員の意識改革を図るため、新たな手法として有効であるとの判断から、平成20年の7月に試行するに至りました。中央公民館で行ったその仕分けの現場に私も出向かせていただきまして、いろいろと皆さんのおっしゃる意見に耳を傾ける機会を得ましたこと、本当に速度も速度だし、皆さんがそれぞれの立場から言う意見は、非常に鋭いものがあったなと今考えています。今回の仕分けにつきましては、庁内に設置した事業評価検討委員会による最終評価とあわせて検証した結果、十分にその有効性が確認できましたことから、平成21年度本格実施に向け、準備を進める

よう指示をしたところであります。なお、予算への反映などにつきましては、先ほど申し上げましたように、担当部長からお答えをさせます。以上です。

○企画部長 事業仕分け結果の予算への反映についてお答え申し上げます。

事業仕分けを行いました32事業のうち、庁内に設置されました事業評価検討委員会の最終結果と評価が一致したものは、拡大、継続推進と評価されたごみ減量と資源リサイクル事業など10事業と、廃止、縮小と評価された多子世帯保育料助成金支給事業など12事業の計22事業でありました。拡大、継続推進と評価された事業につきましては、対前年度比約1億9,900万円増額の7億7,777万5,000円を平成21年度予算に計上をし、廃止、縮小と評価された事業につきましては、約9,600万円減額の1億6,895万6,000円といたしました。なお、廃止した事業につきましても、関連する他の制度等を見直す中で施策の充実と方向性を明確にし、市民サービスの低下を来さぬよう配慮をしたところでございます。以上です。

<質問>

今、事業仕分けの結果についてお聞きしまして、平成21年度本格実施という決意を御披露いただきました。私どもも市民の方々と接する機会が、非常に多くございます。昨年の長寿医療制度のときもそうでしたけれども、わかりやすい市民の方々への説明方法、これは非常に大事だなというふうに、私も昨年5月に実感をいたしております。今回、来年度予算で減額をされる事業も中にはございますし、あるいは我々が主張してきましたブックスタート事業、これが新たにスタートするとか明るい材料も、一方である階層の方々にとっては悲しいといえますか、そういう印象を受ける場面もございます。大事なことは、やはりこのような財政状況にある中で、限られた財源をいかに市民サービスに直結した事業に配分してきて、お互いの利害を調整するといえますか、そういう説明方法だというふうに私自身は思っております。この点で、今後はこの平成21年度予算についてわかりやすい形での市民に対する御説明を、ぜひともよろしくお願い申し上げます。これは要望という形でもお願いいたします。この件に関しましてはこの辺でとどめておきまして、あとは予算委員会で各論にわたる議論がされるかと思しますので、そちらの方にお譲りしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。工事入札制度についてお伺いいたします。公共事業のあり方につきましては、ここ数年国民の高い関心を背景に、事業そのものの必要性から事業執行の方法論に至るまで議論が行われております。特に入札制度につきましては、これまでも競争性、透明性を高めるために品質の確保を図りつつ一般競争入札を拡大することが、国、地方を通じて要請されております。そのねらいとするところは、言うま

でもなく適正な競争により、品質を落とすことなく１円でも安く工事を執行し、結果、税の節約をすることにもあるというふうに私は考えております。国におきましては、平成１８年５月２３日、価格と品質で総合的にすぐれた調達公正、透明で競争性の高い方式により実現されるよう、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めております。また、全国知事会は、同年１２月１８日に都道府県の公共調達改革に関する指針を決定し、これを受けて山梨県も昨年度山梨県公共調達改革プログラムを策定し、一般競争入札の拡大や総合評価方式による入札の拡充等に取り組んでいるところであります。こうしたことにかんがみますと、公共調達におきましては、競争参加者の技術力の競争が求められ、徹底したコスト削減の努力と施行体制の整備など、企業努力が今後ますます求められるものと思います。また、発注者の側は、競争参加者の施工能力を適切に見きわめ、技術力を持つ多くの参加者による公正、透明な競争入札となるよう必要な体制整備が求められます。こうしたより技術的な競争を促すという観点から、本市におきましての入札制度に関する取り組み及び今後の方針についてお伺いいたします

<答弁>

○市長 兵道議員の本市の入札制度に関する取り組みについての質問にお答えをいたします。本市における入札制度に関しましては、特に平成１２年の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行を受け、発注見通しや落札者の公表などの入札情報の公開や、一般競争入札の拡大を積極的に進めることにより、公平、公正で透明性の高い入札制度の整備に努めてまいったところでございます。特に今年度は、一般競争入札の基準価格をこれまでの３，０００万円から１，０００万円に引き下げ、下位ランク業者の参加機会をふやすとともに、指導、検査部門と連携をして昨年度末より導入した、価格だけでなく技術や施工能力など、価格以外の要素をも評価する総合評価方式による入札を、学校施設や甲府駅北口の拠点整備にかかわる工事において採用し、実施したところであります。今後におきましても、入札情報の公開を積極的に進め、公平、公正で競争性の高い入札制度を維持するとともに、公共工事の総合的な価値を高めるための総合評価方式による入札についても積極的に採用してまいる所存です。御理解を賜りたいと存じます。

<質問>

再質問をさせていただきます。ただいま入札制度に関する取り組みをお伺いさせていただきました。地方自治法の施行令には、第１６７条の５及び１６７条の５の２という規定がございます。入札に参加する資格について、必要がある場合は参加資格をさらに制限、いわゆる制限、これを設けることができるといったような規定がございます。本市の場合、この規定の適用をし

て、入札参加資格についてその制限を設けているのであれば、その内容及び理由についてまずお伺いをしたいと思います。

<答弁>

- 総務部長 入札参加資格の制限でございますが、地方自治法施行令１６７条の５の２の規定する入札参加資格の制限といたしましては、特別な理由を除き地域経済や施工に対する信頼度を考慮し、市内に本店を置くことを入札参加の条件としております。以上であります。

<質問>

１６７条の５の２の規定による制限として今お聞きいたしましたけれども、私の考えを申し述べさせていただきたいと思います。一般競争入札、本来オープンな形での入札、できるだけ多くの方々が参加して、そういった方々のほんとに技術的な競争によって１円でも安く目的である請負契約の金額、１円でも安く仕上げると。しかも品質の確保という法律がありますので、品質の確保を図りつつ１円でも税金の節約になるようにと、請負契約ですから、本来、結果の目的物が大事なわけです。本来の一般競争入札の趣旨から考えますと、入札参加者につきましては、実績や経営規模、技術的適正、こういったものを加味、考慮することは当然私も考えられるかなというふうに思いますが、いわゆる地域的な要件ということに考えますと、施行令の書き振りを眺めますと、「当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」、そのときには事業所の所在地に関する参加資格を設けることができる、といったような書き振りになっております。元請の業者については、こういった事業所の所在地に関する制限によりましてただいまお聞きしましたが、市内に本店を有する業者、そういう形で制限をされているようですが、これが下請の方に行きますと、特に発注者の側もそこまで恐らく指導が及ばないと思いますけれども、市外業者の参入もあるのではないかなといったようなことが考えられるわけですね。元請の入札参加者に制限を加えたとしても、そういった形での下請に市外業者も入る余地もあるということであると、この施行令の点から言って、どういう、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めると、その認めた合理的な理由ということについて私なりに再度お聞きをしたいと思いますので、その辺の御答弁をお願いいたします。

<答弁>

- 市長 私ども甲府市の行政を預かる人間としましては、どうしても甲府市の業者に頑張ってもらいたいと常に思っていますし、また議員もおっしゃっているように、甲府市にも多くの下請業者がいらっしゃいますので、甲府の業

者で登記をした人も、なるべくなら甲府の業者を使ってもらいたいもんだと、そんなふうに思っております。

ただ、現実にはそうばかりも言えなくて、200社ちょっと欠けるくらいの市外の業者が下請になっているということもありますが、私の心は、甲府の行政を預かって甲府にいる業者から多くの税金をいただいておりますもので、そういう人たちに頑張ってもらいたいと、そんなふうに思っています。そういう姿勢で、今後も続けていきたいのですがね。以上です。

<質問>

ありがとうございました。この件に関しては、もうちょっと議論をしたかったわけなんですけれども、今後入札ですから、本当に技術力の公正な透明性の高い、そういった入札にしていきたいということを要望いたしまして、この件に関しては質問を終わらせていただきます。

続きまして、三つ目に妊婦健診の公費負担の拡大についてお伺いいたします。安心安全な出産のためには、妊婦健診は極めて重要です。しかしながら、子育て真っ最中の家庭にとっては健診費用が大きな負担となっており、そのため、我が党は、これまで公費負担の拡大を強く訴えてきたところであります。結果、現在5回分までの公費負担が実現しているところです。こうした中、昨年来の景気悪化、雇用不安等により、子育て世代を取り巻く環境はより悪化しており、安心して子供を産み育てることができるよう、支援を拡大することが今まさに求められています。1月に成立した国の第二次補正では、我が党の主張が取り入れられ、妊婦健診の望ましい回数とされる14回分までの公費負担の回数が拡大されました。本市の来年度当初予算におきましても、14回分までの公費負担のための予算が計上されており、適切な対応と評価するところです。しかし、国の財政措置は、当面2年間という期間限定であり、全国の自治体の中には財政措置終了を見越して、妊婦健診の公費負担拡大にちゅうちょするところもあると聞いております。私は、安心して出産する上で、妊婦健診は極めて重要であり、他の子育て支援策と相まって、子供を産みやすい、育てやすい環境を整備することが県都甲府市に若い世代をより定住させることにつながると考えているところであります。妊婦健診の公費負担は、将来国の財政措置が終了しても、市独自の施策としてこれを継続実施すべきだと私は思いますが、当局の御見解をお示してください。

<答弁>

○福祉部長 妊婦健診の公費負担の拡充についてお答えします。妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、母体や胎児の健康管理を図るため、本市においては健診一回当たり6,000円、計5回分を公費で負担しております。こうした中、国の平成20年度第二次補正予算において出産・子育て支援策と

して、健診費用の心配をせずに必要な１４回の妊婦健診を受けられるように、公費負担の拡充が盛り込まれました。

本市では、山梨県市長会の統一した事務処理体制のもとで妊婦健診への助成を行っていくことを基本に、現在４月１日からの公費負担の拡充に向け、関係機関と協議を行うとともに、里帰り出産における県外の医療機関や助産所で実施された妊婦健診につきましても、償還払いにより公費負担を実施できるように準備を進めているところであります。国の財政措置終了後の対応につきましては、妊婦健診の受診状況や他都市の状況を踏まえ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

<質問>

ただいま御答弁をいただき、里帰り出産につきまして私どもの党の主張が取り入れられて、いよいよ実施、前向きに検討されるというお答えをいただきました。本当に高く評価をさせていただきたいというところでございます。私ども、厳しい財政状況でありますけれども、甲府市の将来、未来に対する一つの投資だというふうに私は考えております。未来の子供たちが、本当に生まれる前から本当によりよい環境で過ごせるように、そんなような意味での妊婦健診の公費負担の拡大ではないかというふうに思います。今後、財政措置終了後におきましても、ぜひとも市独自でも実施をしていただきたいということを強く要望いたしまして、この件に関しては質問を終わらせていただきます。

続きまして最後の質問に移ります。通学路の安全対策についてお伺いいたします。次代を担う子供たちが、安全かつ健やかに成長することは、私たちすべての大人の願いです。しかしながら、登下校時の子供たちを取り巻く環境には、まだまださまざまな課題、不安要素があります。通学路に指定されている道路の中には、歩道がなく路肩通行を余儀なくされている箇所等があったり、片側に用水路があったりするなど、事故防止の点から懸念される箇所もあるというふうに聞いております。また、日が短くなる秋から冬の期間の下校時には、街灯が少ないため暗く、防犯上の点から不安のある箇所もまだまだあると聞いております。近年ＰＴＡだけではなく、地域の安全ボランティアによる見守り活動がふえ、交通事故防止や防犯上の観点から子供たちの安全確保に大いに貢献しているところですが、通学路自体の危険箇所の改善もあわせて行うことが必要ではないでしょうか。こうしたことから、通学路の危険箇所について、これまでどのような対応をされておりますのか、また今後どのように対応していくかにつきましてお伺いいたします。

<答弁>

○**教育部長** 通学路の安全対策についてお答えします。通学路につきましては、

教職員がそれぞれの学校ごとに保護者や地域住民の御意見を参考に、防犯面や交通安全面等を考慮し、現状の中で取れる最善の安全安心な経路を設定しております。現在、市内では地域ぐるみの学校安全体制の整備に伴う5,000名を超える安全ボランティアの御協力や、平成17年度からはスクールガード・リーダーによる巡回指導も実施するとともに、万一の際に子供が駆け込める場所としての「子ども110番の家」等の周知を図るなど、学校、保護者、警察、地域を挙げて通学路の安全を確保する中で危険箇所の把握や周知に努めております。このような中、危険箇所につきましては、教職員が朝の登校指導や集団下校等の際に安全ボランティア及びスクールガード・リーダーから寄せられる情報や、PTAが中心となり行っている危険箇所についてのアンケート調査の結果等により状況を把握するとともに、児童生徒への安全指導も行うほか、地域の危険箇所等を記載した安全マップを作成し、児童が作成にかかわった学校からは、みずから危険箇所を回避しようとする意識が高まったとの話も伺っております。なお、ハード面につきましては、学校、PTA並びに関係部署と連携を取る中で改善に努め、指導にかかる路側帯のグリーン塗装化、外側線及び導流帯の表示や通学路明示等の注意看板の設置など、危険度、緊急度を考慮する中で安全対策を講じているところであります。今後におきましても、児童生徒一人ひとりに対し、安全教育の徹底を図るとともに、改善等必要とする場合には関係部署に積極的に要請を行うなどして、さらなる通学路の安全確保に努めてまいります。以上です。

<まとめ>

ありがとうございました。全般的な安全対策についてお伺いしまして、これからますます交通事故あるいは防犯上、そういった点から子供たちを取り巻く環境はますます厳しくなるかなというふうに感じております。特にハード的な部分で今後危険箇所をPTAあるいは地域の方々、そういった方々のお力もいただきながら、また定期的に危険箇所の点検等を行っていただければなというふうに一点要望させていただきまして、以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。